平成 20 年度事後事業評価書要旨

<u>政策所管部局課室名:情報通信政策局 情報通信利用促進課</u> 評価年月:平成20年7月

1 政策(事業等名称)

字幕番組・解説番組等の制作促進事業

2 事業等の概要等

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実は我が国の重要な政策課題となっている。しかしながら、当該番組については多額の制作コストが必要であり、インセンティブが働きにくい構造となっているため、当該番組の拡充を図るためには、国の財政支援が必要な状況となっている。

当該番組の拡充は、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を促進するものであり、「重点計画 2007」(平成 19 年 7 月 26 日、IT 戦略本部)、「障害者基本計画」(平成 14 年 12 月) にも盛り込まれた必要性の高いものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- **有効性**: 平成 19 年度の民放キー 5 局平均の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は8 9 %となり、設定した目標について概ね達成できた。
- **効率性**:これまで、字幕番組を制作する状況等に応じて助成率や助成対象範囲の見直 しを行っており、限られた予算を有効に活用し、最大限の効果が得られるよ う、効率的な執行を行っているものと認められる。
- 優先性: 放送は、国民生活において、報道、教養、教育、生活関連情報等を恒常的に 入手できる手段として、欠くことのできない基幹的なメディアであり、これ は視聴覚障害者にとっても同様である。視聴覚障害者が放送の効用を享受で きるようにするためには、字幕番組・解説番組等の普及が重要であり、本事 業は優先して実施すべき事業である。

4 政策評価の結果

本事業により、平成9年に設定した目標値を概ね達成したことから、一定の有効性、効率性が認められる。